

○須賀川市軽自動車税減免取扱要綱

平成30年4月1日施行

改正

令和4年1月17日施行

須賀川市軽自動車税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市税条例（昭和42年須賀川市条例第32号。以下「条例」という。）第89条及び第90条に規定する軽自動車税の減免の取扱いについて定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(減免の基準日等)

第3条 軽自動車税の減免の可否は、条例第89条第1項に規定する軽自動車等及び条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等並びに第90条第1項第2号の軽自動車等の賦課期日の現況によるものとし、減免の対象となる軽自動車税は、当該年度に納付すべき税額に限るものとする。

(公益による減免)

第4条 条例第89条第1項に規定する軽自動車等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法人が自ら所有し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定められた第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行うために直接使用するもの。
- (2) 特定非営利活動法人、公益社団法人及び公益財団法人が自ら所有し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項各号に規定する事業に直接使用するもの。
- (3) 前2号に規定する法人に類する法人又は福祉サービス等の公益的な活動を行っている法人が自ら所有し、その公益的な活動のために直接使用するもの。

(公益による減免の申請)

第5条 前条に規定する軽自動車等に対する減免申請については、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 第4条第2号に該当する場合は、法人の定款等の写し
- (3) その他減免の対象であることを確認するために市長が必要と認める書類
(身体障害者等の範囲)

第6条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1に掲げる障がいの区分に応じ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障がいを有するもの。
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2に掲げる障がいの区分に応じ、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同表第1号表ノ3条に定める障害の程度に該当する障がいを有するもの。
- (3) 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳に「A」判定の表示があるもの。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有し、かつ、自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの。

（身体障害者等の減免の範囲）

第7条 条例第90条第1項第1号に規定する軽自動車等は、自家用に限るものとし、その所有者及び運転者並びに使用目的の範囲は別表第3のとおりとする。

- 2 条例第90条第1項第1号の規定により、減免の対象となる軽自動車等は申請人1人に対して1台に限る。
- 3 減免の対象となる軽自動車等の他に普通自動車を所有している場合であって、当該普通自動車に係る自動車税について減免を受けているとき又は受けようとするときは、当該軽自動車等の税額は、減免の対象としないものとする。

（身体障害者等に係る減免の申請）

第8条 前条に規定する軽自動車等に対する減免申請については、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等について減免を受けようとするときは、当該事実が確

認できる証明書及び当該運転者の運転免許証の写し

- (5) 身体障害者等のために運転する旨の申立書及び同意書（初年度のみ）
- (6) その他減免の対象であることを確認するために市長が必要と認める書類
(車両の構造上の減免)

第9条 第90条第1項第2号の軽自動車等とは、身体障害者等の利用に供するため、次の各号のいずれかの装置を備えた特別の仕様により製造され、又は一般の車両に構造変更を加えたものとする。
(自家用、営業用の別は問わない。)

- (1) 車椅子の昇降装置又は固定装置
- (2) 浴槽
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が身体障害者等の福祉に資すると認めるもの
(構造上の減免の申請)

第10条 前条に規定する軽自動車等に対する減免申請については、申請書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 仕様書、写真等構造について確認ができるもの
- (3) その他減免の対象であることを確認するために市長が必要と認める書類
(減免申請)

第11条 軽自動車等の減免に係る申請は、須賀川市税条例施行規則(平成4年須賀川市規則第11号。以下「施行規則」という。)第82条第2項の様式によるものとする。
(決定通知)

第12条 市長は、軽自動車税の減免に係る申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、施行規則第82条第1項に定める文書により減免の可否を申請者に通知するものとする。
(減免の取消し)

第13条 市長は、軽自動車税の減免に係る申請書に記載された内容が事実に反すると認められる場合又は減免の事由が消滅した場合は、減免を取り消しすることができる。
(減免の継続)

第14条 市長は、条例第90条第1項第1号及び第2号により減免の決定があった軽自動車等の翌年度以降の課税について、軽自動車税の減免に係る現況届出書により毎年当該軽自動車等の使用状況を確認するものとする。

2 前項の届出により、前年度までの減免を受けた事由に変更がなく、継続して減免を受ける意思

があること等を確認できたときは、減免に係る申請書の提出があつたものとみなし、引き続き当該軽自動車等の減免の決定を行うことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月17日施行)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

障がいの区分	身体障害者手帳の交付を受けている者の障害の級別	
	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合
視覚障がい	1級から4級までの各級	
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級	
喉頭摘出による音声機能障がい	3級	対象外
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能	1級及び2級 1級から6級までの各級
心臓機能障がい	1級、3級及び4級	
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能		

障がい	
小腸機能障がい	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級
肝臓機能障がい	1級から4級までの各級

別表第2 (第6条関係)

障がいの区分	戦傷病者手帳の交付を受けている者の重度障害の程度又は障害の程度	
	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合
視覚障がい	特別項症から第4項症までの各項症	
聴覚障がい		
平衡機能障がい		
喉頭摘出による音声機能障がい	特別項症から第2項症までの各項症	対象外
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由		特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項症	
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		

別表第3 (第7条関係)

減免対象者の状況	所有者	運転者	使用目的
身体障害者等	本人	本人	目的は問わない

		生計同一者	身体障害者等の通
身体障害者等のみの世帯	本人	常時介護する者	院、通学、通所、通
18歳未満の身体障害者等	本人 生計同一者	生計同一者	勤（生業）のために 使用するもの